

東京プロジェクションマッピング実行委員会
(令和6年度第3回)

議 事 次 第

日 時：令和7年3月24日（月）
14時30分から15時30分まで
場 所：リ モ ー ト 開 催

1 開 会

2 議 事

議案1 東京プロジェクションマッピング実行委員会設置要綱の改正について（実行委員の追加）

議案2 都庁舎プロジェクションマッピングにおける令和7年度事業計画及び収支予算等について

議案3 令和7年度プロジェクター等の運用等業務委託における特命随意契約での契約手続きの実施について

報告 令和7年度都庁舎におけるプロジェクションマッピングに係る映像制作等業務委託の企画選定委員会の審査結果について

【配布資料】

- ・ 実行委員会委員名簿

＜議案1＞

- ・ 資料1 東京プロジェクションマッピング実行委員会設置要綱（案）

＜議案2＞

- ・ 資料2 令和7年度東京プロジェクションマッピング事業計画（都庁舎）（案）
- ・ 資料3 令和7年度東京プロジェクションマッピング収支予算（案）
- ・ 資料4 令和7年度建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書について（案）

＜議案3＞

- ・ 資料5 特命理由書（案）
- ・ 資料6 仕様書（案）

＜報告＞

- ・ 資料7 実施報告書

【別表】東京プロジェクションマッピング実行委員会

令和7年3月24日現在

委員長	江村 信彦	東京都 産業労働局観光部長
委員	橋本 一郎	(公財)東京観光財団 地域振興部長
委員	村上 喜孝	新宿区文化観光産業部 文化観光課長

東プロ委第 1 号
令和 5 年 2 月 1 4 日

東京プロジェクションマッピング実行委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 東京の夜に新たな楽しさにとぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等を目的に、建造物壁面等を活用したプロジェクションマッピング等を円滑に実施・運営するため、東京プロジェクションマッピング実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 要綱、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関すること
- (2) プロジェクションマッピング等の企画、広報、実施及び関連する契約に関すること
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (4) プロジェクションマッピング等の実施に係る総括に関すること
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

(議決事項)

第 3 条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (3) 賠償問題に関すること
- (4) その他プロジェクションマッピング等の運営に関する事項

2 実行委員会は、地域の特性等を考慮した部会を設置することができ、部会の議決をもって実行委員会の議決とすることができる。

(委員)

第 4 条 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会)

第 5 条 実行委員会は、部会を設置する場合、運営等について別に定めるものとする。

2 部会は、実行委員会委員をもって構成する。

(任期)

第6条 委員の任期は、実行委員会が解散する日までとする。

2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(委員長・議決等)

第7条 委員長は、東京都産業労働局観光部長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。

3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

7 委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(監事)

第8条 実行委員会に監事を置く。

2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。

4 監事は、実行委員会の収入および支出の処理が完了した後、実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

(幹事会の設置)

第9条 実行委員会に幹事会を設置する。

2 幹事長は、東京都産業労働局観光部地域振興担当課長をもって充てる。

3 幹事会は、委員長の命を受け、委員会で決定した事項の実務や情報共有の場とする。

4 幹事会は、実行委員会委員またはその代理人の参加を認める。

(事務局の設置)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、東京プロジェクションマッピング実行委

員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表 3 に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局観光部地域振興担当課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）

第 11 条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（解散）

第 12 条 実行委員会は、プロジェクションマッピング等が終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

（規程等）

第 13 条 実行委員会における事務規程及び財務規程については、実行委員会において定めるものとする。

（その他）

第 14 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 4 日から施行する。

附則

この要綱の改正は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。

附則

この要綱の改正は、令和 5 年 9 月 2 2 日から施行する。

附則

この要綱の改正は、令和 5 年 1 2 月 1 1 日から施行する。

附則

この要綱の改正は、令和 6 年 3 月 2 7 日から施行する。

附則

この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱の改正は、令和6年6月20日から施行する。

附則

この要綱の改正は、令和6年12月20日から施行する。

附則

この要綱の改正は、令和7年3月 日から施行する。

【別表1】東京プロジェクションマッピング実行委員会委員

委員長	東京都産業労働局観光部長
委員	公益財団法人東京観光財団地域振興部長
	新宿区文化観光産業部文化観光課長
	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会技術担当理事
	一般社団法人新宿観光振興協会専務理事

【別表2】東京プロジェクションマッピング実行委員会 監事

監事	東京都産業労働局 総務部計理課長
----	------------------

【別表3】東京プロジェクションマッピング実行委員会 事務局

事務局長	東京都産業労働局観光部 地域振興担当課長
事務局	東京都産業労働局観光部 振興課長
事務局	東京都産業労働局観光部 地域活性化担当課長
事務局	東京都産業労働局観光部 受入環境課長
事務局	東京都産業労働局観光部振興課事業支援担当
事務局	東京都産業労働局観光部振興課地域活性化担当

東京プロジェクションマッピング事業計画（都庁舎）

1 事業目的

東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等を目的に、建造物壁面等を活用したプロジェクション及びプロジェクションマッピング並びに関連する催事等（以下「プロジェクションマッピング等」という。）を実施する。

東京の代表的なランドマークである都庁舎を投影場所として活用し、東京の夜を彩る新たな観光資源を作り上げ、国内外からの数多くの旅行者の誘致を実現する。

2 東京プロジェクションマッピング事業（都庁舎）の概要

（1）実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

（2）投影場所

東京都庁第一本庁舎 東側壁面

（3）投影面積

約 14,000 m²

※「最大の建築物へのプロジェクションマッピングの展示（常設）」としてギネス世界記録に認定

（4）投影方法

都議会議事堂の屋上に設置した 40 台のプロジェクターにより投影

（5）運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

（6）役割分担

協定書第 4 条の業務分担に加え、当該事業では以下の役割分担とする。

ア 東京都

（ア）機器の設置場所及び投影場所の提供

（イ）実施にあたっての関係機関との調整

（ウ）機器の設置・運営等に関する光熱水費の負担

イ 実行委員会

（ア）プロジェクター等の必要機器の調達・設置・運用等

（イ）事業の実施・運営

3 事業計画と今後の想定スケジュール

（1）上映時間

ア 日没後から 21 時 30 分頃まで（日没時間に応じて開始時間を変更）

イ 30分ごとに15分程度の上映を予定

ウ 荒天時等を除き、毎日上映を実施予定

(2) 上映作品

ア 土日・祝日上映作品

庁舎内が消灯された暗い投影環境を生かし、鮮やかな色彩と細やかな演出や表現を活用した作品を上映予定

イ 主に平日に上映する作品

庁舎内が点灯して明るい投影環境を考慮し、都庁舎の格子状の壁面を生かした作品や、視認性の高い作品を上映予定

※平日と休日で庁内の照明状況が異なるため、投影環境を考慮した作品を制作

(3) 上映作品の追加・更新

本事業への興味・関心の維持、向上を図るため、定期的に上映作品の更新を行う予定（6本程度）

(4) 広告の募集、投影

ア 各上映回の開始前の5分間（最大）を広告枠として設定

イ 企業ロゴ等の静止画やプロモーション動画等といった広告を表示

(5) 実施体制

ア プロジェクター等の運用等業務委託

- ・プロジェクター等のリース
- ・プロジェクター等の各種機器の保守・運用 など

イ 映像制作等業務委託

- ・上映作品の制作
- ・都民広場等の警備
- ・国内外の観光客をターゲットとする広報
- ・ホームページ等の運営 など

※実行委員会が必要に応じて随時開催

東京プロジェクションマッピング収支予算(令和7年度分)
東京プロジェクションマッピング(都庁舎)

東京プロジェクションマッピング(都庁舎)の実施に伴う令和7年度予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	790,000,000	
協賛金収入	協賛企業からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		790,000,000	

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	780,000,000	プロジェクター等の運用、コンテンツ制作、警備及び事業運営等に係る委託経費
	その他の支出	7,000,000	投影関連機器の修理等
事務局運営費	会議費	100,000	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	200,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	1,200,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	その他の支出	1,500,000	
計		790,000,000	

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の 実施に関する協定書

東京都を甲とし、東京プロジェクションマッピング実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等に資するため、甲と乙とが共同して実施する建造物壁面等を活用したプロジェクション及びプロジェクションマッピング並びに関連する催事等（以下「本事業」という。）の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（事業内容）

第3条 甲及び乙は、本事業を円滑に実施するため、別紙1「事業計画」に掲げる事業その他必要な事業を行う。

（業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1）甲の分担業務

- ア 本事業の企画・実施等に関する協議及び助言
- イ 甲の媒体を用いた広報等

（2）乙の分担業務

- ア 本事業の企画、広報、実施等に関する業務全般
- イ その他本事業の実施に必要な事項

（経費負担）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙2「収支予算書」に基づき、甲が以下の金額を負担する。

令和7年度 金 790,000,000円

2 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができるものとする。

3 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。

ただし、本事業の総事業費が第1項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 甲及び乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合には、甲乙間において協議するものとする。

（負担金の払込み）

第7条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、請求金額を乙に支払うものとする。

（経理）

第8条 乙は、本事業に係る収入及び支出を明らかにするため帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類は、本事業終了後5年間保管するものとする。

2 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

（報告）

第9条 乙は、本事業の終了後、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

（負担金の精算）

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業の終了後速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

（事務処理状況の調査）

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

（協定の解除及び負担金の返還）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をするものとする。なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

（1）甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき

（2）甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき

（3）乙の本事業の執行上、甲の共同主催者としてふさわしくない行為があったとき

（4）荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（延滞金及び違約加算金）

第13条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

2 前条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

（延滞金及び違約加算金の計算）

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

（損害賠償責任）

第15条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

（緊急時の対応）

第16条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

（暴力団等の排除）

第17条 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（1）断固として不当介入を拒否すること

（2）甲に報告すること

（3）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

（個人情報の取扱い）

第18条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。

3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

（裁判管轄）

第19条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（権利の帰属）

第20条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。

3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

（印刷物の作成）

第21条 乙は、甲の名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（協定内容の変更）

第22条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

（その他）

第23条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 江村 信彦

(別記第 1 号様式)

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に
関する協定書第 9 条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

産労観振第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る事業報告書及び収支決算書については、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書第10条の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

負担金額確定額
金

円

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

名称
代表者名

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 産労観振第 号で額の確定通知を受けた負担金について、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書第 1 0 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 概算受領額
金 | 円 |
| 2 | 精算額
金 | 円 |
| 3 | 差引額
金 | 円 |

特 命 理 由 書

1 件名 令和7年度プロジェクター等の運用等業務委託

2 特命先

(1) パナソニックコネクト株式会社

東京都銀座8丁目21番1号

(2) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

東京都港区芝浦1丁目2番3号

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 特命理由

(1) 本業務は、都庁第一本庁舎の東側壁面（北塔南塔を含まない）を投影面とするプロジェクションマッピングの実施にあたり、必要となる業務を行うものである。

(2) 本業務の実施にあたっては以下の条件を満たすプロジェクターの設置、運用などが必要である。

- ① 投影面の照度が 100lx 程度必要であり、都庁舎周辺の明るさを考慮し、30,000lm（ルーメン）以上のプロジェクターであること。
- ② プロジェクターの設置予定場所である議会棟屋上の耐荷重は 180kg/m²以下であるため、重量は 180kg 以下で極力、軽量化されたものであること。
- ③ 投影面積が 10,000 m²を超え、多数のプロジェクターを屋外に設置することから保守やメンテナンス対応が重要であり、修理が発生した際の部品調達などを考慮し、国内メーカー製であること。
- ④ 表示方式は経時による媒体劣化の少ない DLP 方式であること。
- ⑤ プロジェクターの投影、運用等に必要なシステムの設計、構築やそれに付随する各種施工を実施出来ること。
- ⑥ 定期的な保守点検等のノウハウを有していること。

(3) 以下の理由からパナソニックコネクト株式会社及び同社が指定するリース会社である三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社を特命先として指定する。

- ① 上記（2）①～④の条件を満たす以下のパナソニックコネクト株式会社のプロジェクターを令和5年度に同社への委託により設置しており、本プロジェクターを風雨から守り適切に温度管理等を行う特注の筐体等を使用している。それらの機器に加え、音響機器などを適切に管理し、円滑に投影出来るように同社が独自に全体システムを設計しているため、本システムに十分に精通した同一業者でなければ的確な運用業務を行うことができない。

製品名	PT-RQ50KJ	PT-RZ34KJ
光出力	50,000lm	30,500lm
重量	126kg	69.8kg
表示方式	DLP 方式	DLP 方式
投影面積	388 m ² (想定)	278 m ² (想定)
特徴	150 kg 以下のプロジェクターにおいて世界最高輝度 ※2019 年現在	26,000～35,000lm クラスの 3 チップ DLP®4K プロジェクターにおいて世界最軽量 ※2020 年現在

- ② 上記のプロジェクターや筐体の保守を行うためのノウハウはパナソニックコネクト株式会社しか有しておらず、保守、運営等を実施出来るのは同社のみであること。
- ③ オリンピック（投影面積、約 10,000 m²）での大規模なプロジェクションマッピングイベントなどの実績を有しており、円滑に投影に必要な調整を実施出来る事業であること。
- ④ 現在、設置している機器の使用を継続した方が事業の継続性やコスト面において有利であること。

以上の理由により、パナソニックコネクト株式会社及び同社が指定するリース会社である三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社を特命先として指定し、三社で契約を行うこととする。

委託仕様書

1 件名

令和 7 年度プロジェクター等の運用等業務委託

2 目的

本事業は都議会議事堂屋上に設置されたプロジェクターを使用し、都庁第一本庁舎へのプロジェクションマッピングの投影を常設で実施する。投影に必要となるプロジェクターや各種周辺機器等のリースを行うとともに、各機器の運用や保守等を実施する。

プロジェクションマッピングの上映を通して東京における夜間観光の振興を促進するとともに都内への観光客の誘客や東京の観光都市としてのプレゼンスの一層の向上を図る。

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 納入場所

東京プロジェクションマッピング実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指定する場所

5 通則

- (1) 本仕様書は、「令和 7 年度プロジェクター等の運用等業務委託」に適用する。
- (2) 受託者は、本委託を実施するに当たり、実行委員会と綿密に打ち合わせを行うものとする。
- (3) 受託者及びリース会社（以下「受託者等」という）は、本業務の主旨を十分に理解し、業務を進めることとする。
- (4) 本委託のために必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託者が迅速に処理すること。また、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (5) 別途、実行委員会が委託する映像の制作等を行う事業者と良好な連携、協力関係の維持に特に配慮すること。
- (6) 実行委員会は必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- (7) 契約金額には、特段の記載のあるものを除き、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。
- (8) リース会社は下記の 6 及び 7 の業務を担わないものとする。

6 プロジェクター等の運用

(1) 投影面について

ア 都庁第一本庁舎へのプロジェクションマッピングにおいて、投影するエリアは【図 1】に示すとおり、幅 110m 程度、高さ 127m 程度とする。

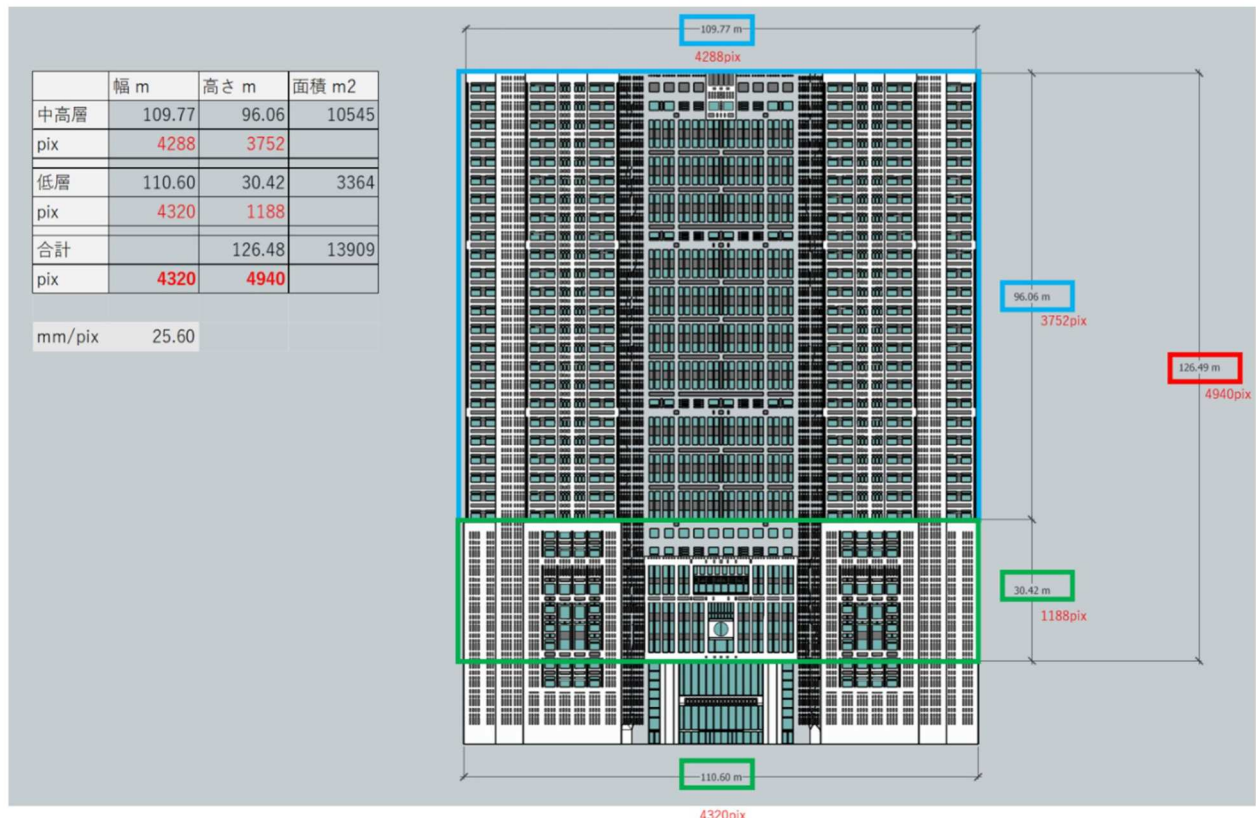
イ 上記のエリアが 100 lx 程度で投射できるようにプロジェクターの投影デザインを行う

こと。

ウ 投影面の解像度は設計論理値で横幅 4,000 ピクセル・高さ 4,800 ピクセル以上で投影が可能であること。

エ 事前に明るさと解像度で壁面投影を行い、承認を得ること。

オ 想定視聴位置の中心を都民広場中央とし、「想定視聴位置の中心」から視聴した場合、映像が陰ることなく視聴できるようにすること。



【図 1】都庁第一本庁舎における投影エリア

(2) プロジェクター等のシステム一覧

ア プロジェクター等の各種機器の設置場所は下表のとおり。

設置場所	設置機器
都議会議事堂屋上	プロジェクター（50,000 1m 及び 30,000 1m が各 20 台）、分電盤（4 台） ※別紙 1
都議会議事堂電気室	トランス盤 ※別紙 2
サンクンプラザ控室	センター装置等（5 台） ※別紙 3
都庁通り下天井	音響機器（11 基） ※別紙 4

イ 各種機器を繋ぐ配線については別紙 5 のとおり。

(3) 映像の投影

受託者は、以下の頻度で映像の投影を行うこと。なお、詳細な上映計画は人流の状況や日没時間等を踏まえ別途協議とする。

ア 別紙 6 の上映に関する概要等を想定し、投影に必要な各種調整を完了させること。

イ 荒天、修理、その他都庁舎運営による事情等のある場合を除き、投影は毎日行うことを

想定する。

ウ 投影頻度は1日5回から9回程度とする。

エ 投影時間は日没後から21時30分頃までを想定する。

オ 都庁第一本庁舎ではライトアップを実施していることから投影に関する運用等については実行委員会と十分に協議を行った上で実施する。

カ 各上映回の開始前に広告の投影を実施する。(最大5分)

キ その他事項について実行委員会と投影に関する運用等について十分に協議の上、実施する。

(4) 機材等のオペレーション

本事業が円滑かつ効果的に遂行されるよう、各種機材等の構成、システム調整等を行うとともに、そのオペレーションまで総括して行うこと。

なお、詳細については以下の点に留意しながら進めること。

ア 投影時に映像が適正な状態となるよう調整を行うこと。

イ 各種映像素材の実装の他、本事業の実施に必要な各オペレーションを行うこと。

ウ 実行委員会から提供した映像を投影すること。

(5) センター装置

プロジェクターに映像を送出する装置をセンター装置とし、以下の運用を行うこと。

ア センター装置は、縦7680ピクセル、横4320ピクセルの映像コンテンツを登録し、投影面全体で再生が出来ること。(画面分割しての登録としてもかまわない)

イ コンテンツを複数登録する事が可能であること。

ウ 曜日・日付・時刻により任意のコンテンツの再生が可能であること。

エ 緊急時、手動での投影の中止が行えること。

オ センター装置への投影スケジュール登録は遠隔にて行えること。

カ センター装置への映像コンテンツの登録については、遠隔または直接外部機器を接続する方法のいずれかの方法にて行えること。

キ メディアサーバーは、都庁第一本庁舎の3Dモデルを取り込み、UI上で3Dマッピングの設定、調整を行う機能を有すること。

ク メディアサーバーは、登録された映像コンテンツをプロジェクターの配置に応じて40台分に映像分割し、各映像が時間軸の同期をとって出力される機能を有すること。

ケ 必要に応じ、センター設備と遠隔地を繋ぐインターネット回線および機器を備えること。

コ 遠隔地からセンター設備に接続する場合は、閉域網または独立した回線とすること。

サ センター設備の機器収容架は、壁面および床面の点検口を塞がないようにすること。また、床面の点検口から30cm以上離隔すること。

シ センター装置の機器収容架はパーティションで区画し、第3者が容易に装置に触れることが出来ないようにすること。

(6) 音響機器

ア 「東京都庁都民広場」内の視聴位置での聞こえ方に大きな差が生じないように設計すること。

イ 複数台のスピーカーを使用し、音源の移動の表現が可能なようにすること。

ウ 緊急時、遠隔等で停止操作できるように設計すること。

エ スピーカーは防水性能 IPX4 以上であること。

オ スピーカーは「東京都庁都民広場」以外に極力音が漏れ広がらないように、指向性のあ
るものとする。

カ スピーカーシステムは音質を考慮し、ローインピーダンス駆動方式とすること。

キ スピーカーシステムはプロジェクションマッピング時に十分な音量を確保で
きるものとする。

7 運用・保守等

以下の内容を踏まえ、具体的な実施内容を実行委員会と協議した上で運用・保守サービス書
を提出すること。

(1) プロジェクター等の運用

ア プロジェクションマッピングを適切に投影出来るようにプロジェクターを含めた主要
機器の状況を 365 日 24 時間（停電日やメンテナンス等を除く）、監視出来るようにしてお
くこと。

イ 放映日の事前確認として以下の対応を行うこと。

- ・放映前のシステム確認（2 回／日）
- ・メディアサーバーの稼働監視（1 回／日）
- ・プロジェクターの稼働監視（2 回／日）
- ・音響機器の稼働監視（1 回／日）
- ・カメラでの確認（毎上映回）
- ・テスト投影（1 回／日、上映開始前）
- ・音声メーター確認（テスト投影時、毎上映回前）

※広告の投影を含む。

ウ コンテンツや広告映像の登録は 12 回とする。12 回を超える更新は別途の対応とする。

エ 広告映像の投影についても別紙 6 における上映と同様の運用を実施すること。

オ 都議会議事堂の電気設備点検等（年 2 回程度）に伴う停電が発生する際、停電前の装置
停止（主電源の停電）、復電後の装置起動を行うこと。原則として停電の翌日には復旧し、
プロジェクションマッピングの投影を行えるようにすること。

(2) 不具合時の対応

ア 機器等の不具合により、投影が困難となった場合に備え、緊急時の連絡体制を構築して
おくこと。

イ 不具合発生時は迅速に実行委員会及び関係者に共有すること。また、原因を究明し、再
発防止策について検討を行い、実行委員会と協議の上で実施すること。

ウ 機器等の不具合により、急遽、中止となった場合、遠隔で都民広場に向けて中止のアナ
ウンスが出来るようにすること。

(3) 保守サービス

ア 筐体清掃、スピーカー点検を 1 回／月の頻度で実施すること。

イ 各機器（筐体空調設備、プロジェクター）の動作チェック等に関する点検を 1 回／3 か
月の頻度で実施すること。

ウ 筐体内機器接続確認（分電盤、プロジェクター、伝送装置）、成端箱、カメラに関する
点検を 1 回／6 か月の頻度で実施すること。

(4) 障害対応等

365 日 9 時から 22 時までコールセンターを設け、機材の障害が発生した場合、障害連絡を受付後、3 時間以内に現場に駆けつけて対応を行うこと。ただし、修理等の現場への駆けつけ対応は平日の 9 時～17 時に限るものとする。(17 時以降に障害等が発生した場合は翌営業日の午前中に対応すること)

(5) トランス盤の保守

ア 24 時間の日常運転監視を行うこと。

イ 月 1 回の点検を行い、電力メータの数値を確認した上で月間電力使用量と合わせて報告すること。

ウ 年 1 回の定期法令点検を実施すること。

(6) 注意事項

ア 保守等の実施内容については月次で報告を行うこと。

8 リース契約

本契約のうち、リースに係る内容については次のとおりとする。

なお、次に定めるリース契約に係る内容は、実行委員会、受託者、リース会社との間で締結された令和 5 年 8 月 31 日付委託契約書における仕様書第 6 の (4) 及び令和 5 年 10 月 6 日付契約仕様書 10 (2) に基づき更新されたものであることを確認する。

(1) リース対象機器

機器構成内容は別紙 7 から 8 の通りとする。

(2) リース期間等

リース期間およびリース開始日は以下の通りとする。なお、本仕様書に基づくリース期間は令和 8 年 3 月までとし、令和 8 年 4 月以降については別途の契約で対応するものとする。

ア 別紙 7 (リース対象①) リース開始日：令和 7 年 4 月 1 日

(想定リース期間は令和 6 年 2 月 25 日から 60 ヶ月)

イ 別紙 8 (リース対象②) リース開始日：令和 7 年 4 月 1 日

(想定リース期間は令和 5 年 3 月 1 日から 60 ヶ月)

ウ 別紙 8 (リース対象③) リース開始日：令和 7 年 4 月 1 日

(想定リース期間は令和 5 年 4 月 1 日から 59 ヶ月)

(3) リースにおける各社役割

実行委員会、受託者、受託者の指定するリース会社の役割は次の通りとし、3 者にて契約を行うものとする。

- ・実行委員会 : リース会社よりシステムの提供を受けリース料金を支払う
- ・受託者 : システム構築を行いリース会社へ販売を行う
- ・リース会社 : 受託者よりシステムを調達し実行委員会へリース提供する。

実行委員会へリース料金の請求をおこなう。

受託者からのシステム構築を受領時に受託者へ一括で請負代金を支払う。

(4) 想定リース期間内の契約終了

やむを得ず (2) に定める想定リース期間内に契約が終了した場合において、リース会社に損害が生じたときは、実行委員会はリース会社に対して損害賠償の責めを負う。なお、契約の継続は各年度の東京都予算が東京都議会において可決・成立し、実行委員会と東京都の協定が

適切に締結された場合において確定するものとする。

(5) リース対象機器の移設及び保管費用、満了時撤去等費用

上記(1)に定めるリース対象機器(以下「物件」という。)の移設及び保管費用、物件の取外し費用、原状回復費用、返却ヤードへの運搬費用等の移設・保管・撤去にかかる一切の費用はリース料に含まないものとし受託者の費用負担で移設・保管・撤去又はリース会社指定ヤードへ返却することとする。

(6) 保守責任

実行委員会と受託者での契約締結とする。本契約の仕様書で規定されている物件保守及びシステム運用を受託者の責任と負担で実施するものとし、物件の保守に関してリース会社は一切の責任を負わないものとする。

(7) 危険負担

物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失もしくは損傷した場合、又は物件を使用および収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修復等に要する期間を含むがこれらに限られない。)が生じた場合、実行委員会と受託者との間で解決するものとし、リース会社は一切の責任を負わない。

(8) 納入義務

物件の納入は、受託者の責任と負担で実施されるものとし、かかる納入義務に関して、リース会社は一切の責任を負わない

(9) 契約不適合責任

物件の品質、種類および数量(規格、仕様、性能その他物件につき実行委員会が必要とする一切の事項を含む。以下、これらを総称して「物件の品質等」という。)が本契約の内容に適合していない(以下、「物件の品質等の不適合」という。)場合、実行委員会と受託者との間で解決するものとし、物件の品質等の不適合に関して、リース会社は一切の責任を負わない。

9 各種施工(リースを除く)にあたっての留意事項

(1) 実行委員会との協議等を必要としている部分については、実行委員会に加え、東京都の庁舎管理担当を含むものとする。また、東京都の庁舎管理担当の指示に従うこと。

(2) 施工作業において既存設備や仕上げに損傷等があった場合、既存の状態と同等程度に復旧すること。

(3) 各種施工等で生じる梱包材等は、受注者の負担において、持ち帰ること。

(4) 実行委員会等の都合により、作業の実施時期及び方法が制限される場合があるので、実施に当たっては、実行委員会と十分に打合せを行い、事前に承諾を得た上で実施すること。

(5) 作業を行う者には、業務を行うに適した服装、名札、腕章等を着用させ、業務の従事者であることを明瞭にすること。

(6) プロジェクト管理業務

ア 作業を行うに当たっては、現場作業の指揮を行う作業責任者並びに作業を行う主任技術者をそれぞれ選定し、各工程を管理すること。

イ 作業の実施前に実行委員会と協議し、作業手順書を作成の上、実行委員会に提出すること。

ウ 作業方法及び作業時間については、実行委員会と協議の上、決定すること。

エ 作業の実施時期及び方法が制限される場合があるため、実施に当たっては実行委員会と

十分に打合せを行うこと。

- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、「令和5年度版東京都電気設備工事標準仕様書」及び「令和5年度版東京都建築工事標準仕様書」（以下本仕様書と併せて「仕様書等」と総称する。）によるほか、以下の基準等に順序すること。

- ・ J I S : 日本産業規格
- ・ J E C : 電気学会電気規格調査会標準規格
- ・ J E M : 日本電機工業会規格
- ・ 消防法
- ・ 電気事業法
- ・ 建築基準法
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

- (8) 仕様書等に明記されていない事項であっても、設備の特性上、当然必要なもの（仮設養生等）については、実行委員会と協議の上、納入及び設置すること。

- (9) 機器、配線等の施工に当たっては、「内線規程 JEAC 8001-2011」、仕様書等を遵守し、実行委員会と協議の上、実施すること。

- (10) 特許権等調査

使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査し、必要な手続きを行うこと。

- (11) 本事業に伴う光熱水費は、実行委員会及び東京都が負担する。

- (12) 建設副産物の処理

廃材（建設副産物）は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、東京都建設リサイクルガイドライン（令和5年度東京都）に基づき、発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。受注者は、この契約で発生した廃材等を各々の特性に応じて適切に処理するものとし、その処理方法については、実行委員会の確認を受けること。

- (13) 記録写真

記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領（令和6年度）」（東京都財務局）に基づき実施すること。

- (14) 環境配慮・環境保全に関する行動

都庁舎では、都庁舎内の組織が行う事業活動について、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしており、この取組には受注者の協力が不可欠である。よって、受注者は、関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮すること。

- (15) 電子情報処理

別紙9「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に準拠すること。

10 実施体制等

(1) 進捗状況の管理

委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、契約締結後、速やかに委託業務スケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会の承認を得ること。また、履行に当たっては進捗状況を綿密に実行委員会へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。事業完了後、速やかに報告書を作成し、実行委員会に提出すること。

(2) 統括責任者の設置

統括責任者は、本委託業務の全体を統括し、関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行うと共に、実行委員会からの指示を関係者に周知徹底するなど、本委託業務を円滑かつ適切な遂行に努めること。

(3) 打合せの実施

本事業にかかる情報共有等のため、実行委員会と定期的に打ち合わせを行うこと。また、受託者は打合せ議事録を作成し、実行委員会に提出すること。

11 支払い方法と時期

(1) 本委託業務の完了後、実行委員会へ実施報告書及び完了届を提出すること。

(2) 実行委員会は適正な検査終了後に受託者等の請求に基づき、以下のとおり、支払いを行う。

ア リース料

リース会社は、完了届及び請求書を毎月提出し、実行委員会は適正な請求書を受理した日から 30 日以内に月毎にリース会社に支払うものとする。

イ リース料以外

- ・本委託業務の完了後、受託者は実行委員会へ実施報告書及び完了届を提出すること。
- ・支払いは前期分（4～9 月分）と後期分（10～3 月）の 2 回に分けて支払うものとする。
- ・実行委員会は検査終了後に適正な請求書を受理した日から、30 日以内に受託者に支払うものとする。

(3) なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

12 再委託の取り扱い

(1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、第三者に委託する場合には、あらかじめ再委託を行う旨を実行委員会に申し出て、実行委員会の承認を得なければならない。受託者は、再委託先が本仕様書に定める事項を遵守することについて、一切の責任を負う。

(3) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先（以下、「業務従事者」という。）においても遵守するものとする。

13 セキュリティ対策及び守秘義務

- (1) 受託者等及び業務従事者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、第三者に漏らし、又は、本業務履行以外の目的で使用してはならない。受託者等の責に期す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者等が自己の責任において処理しなければならない。契約期間が終了した後であっても同様とする。
- (2) 業務を行うため、個人情報（個人情報保護条例第2条で定義されているものを言う。）を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定める。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ実行委員会の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、仕様書12の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、実行委員会が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、実行委員会に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を実行委員会に許諾するものとし、実行委員会は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、実行委員会はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、実行委員会の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 環境により良い自動車の使用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における送料の削減等に

関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

16 その他

本仕様書に明示なき事項、または、業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

以上

東京プロジェクションマッピング実行委員会

令和 7 年度都庁舎におけるプロジェクションマッピングに係る映像制作等業務委託
企画選定委員会 実施報告書

1 契約件名

令和 7 年度都庁舎におけるプロジェクションマッピングに係る映像制作等業務委託

2 企画選定委員会開催日時

令和 7 年 3 月 6 日（木） 13 時 00 分～15 時 50 分

3 選考の経緯

選定者 5 者のうち、辞退 1 者を除く 4 者から企画の提案がなされ、企画選定委員会において、審査基準に基づく厳正な審査を行った結果、株式会社東北新社の提案が最も優れていると判断された。

4 審査結果

	株式会社 シムディレ クト	株式会社 読売新聞 東京本社	株式会社 電通ライブ	株式会社 東北新社	株式会社 IMAGICA EEX
評価点	240点	277点	237点	315点	辞退

5 評価のポイント

株式会社東北新社の提案は、制作する映像のテーマやコンセプトの設定、IPコンテンツの活用及びWEBサイトや各種SNSの運用について、特に優れており、総合的に最も高い点数を得た。

6 委員

	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	前田 千歳	東京都産業労働局 観光振興担当部長	
2	委員	村上 喜孝	新宿区文化観光産業部 文化観光課長	
3	委員	橋本 一朗	（公財）東京観光財団 地域振興部長	
4	委員	島田 治	（一社）新宿観光振興協会 専務理事	